

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第443回

【学生の目】

憲法25条は「すべての国民は健康

で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としている。生活保護制度は憲法に基づき、「生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する」ことを目的とする制度である。

21（令和3）年8月時点の生活保護受給者は約204万人、164万世帯である。生活保護の額では、医療扶助（50・2%）、生活扶助（29・

田地川 美祐

不動産学部4年

9%）に次いで住宅扶助（16・6%）は3番目に多い。保護世帯の内訳では高齢者世帯が90・9万世帯で56%を占める。保護世帯総数が横ばいの中、高齢者世帯は増加しており、高齢者に対する住宅扶助の受け皿として民間賃住宅の重要性が高まる予測される。

民間賃貸住宅が生活保護受給者を受け入れるメリットは、滞納なく安定して賃料が入ることと長期間住んでもいいことである。一方で、緊急連絡がない、人の死が生じた場合の取り扱いが不安など、受け入れに拒否感を持つ賃貸人もいる。

課題は、不安が現実になってしまつことがある。実際に、月額賃料4万3000円のワンルームに住む生活保護受給者が亡くなられた例では、たばこのヤニ等を除去するための原状回復費用に260万円を

生活保護受給者の安心居住の受け皿

民間賃貸、家主負担補つ制度を

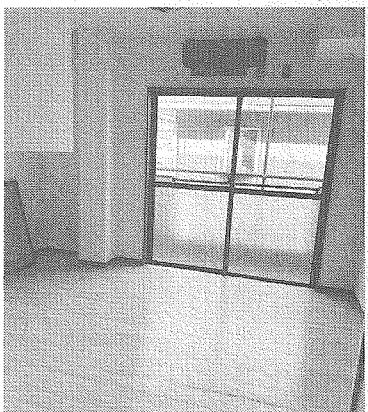
<http://www.mhlw.go.jp/stf/content/12002000000858337.pdf>

【教員のコメント】

でもいいわけじゃない。一方で、緊急連絡がない、人の死が生じた場合の取り扱いが不安など、受け入れに拒否感を持つ賃貸人もいる。課題は、不安が現実になってしまつことがある。実際に、月額賃料4万3000円のワンルームに住む生活保護受給者が亡くなられた例では、たばこのヤニ等を除去するための原状回復費用に260万円を

要したが、亡くなられた方には相続人が多く、賃貸人が費用を負担した。原状回復費用だけでも家賃の60ヶ月分に相当し、少なくとも1年間空室だったのと等価になる。このように賃貸人の逸失利益は計り知れない。

自治体の担当課に尋ねたところ、生活保護は生存中の生活を保障するもので、原状回復のよつた死後の事象の保障はできない。また、リスクを考慮した上で生活保護受給者を受け入れていないと認めた。



死後の現状回復負担までは配慮されていない（写真はイメージ）